

平成23年6月24日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合理事長
兵庫県建設業厚生年金基金理事長

定時決定における保険者算定の基準の追加に係る 事務取扱の一部変更について

健康保険組合並びに厚生年金基金の円滑な事業運営について、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年6月15日付けで、「健康保険及び厚生年金保険の定時決定における被保険者の報酬月額の内保険者算定を行う際の基準の見直しに係る事務取扱」（以下「事務取扱」といいます。）について、お知らせしたところです。

ついては、事務取扱の一部について、次のとおり変更しますので、よろしくお取り計らい願います。

1 事務取扱の4の(1)

(変更前)

- (1) 前年7月～当年6月までの間の報酬月額の平均を計算する際、支払基礎日数が17日以上の月を対象として報酬月額の平均を計算します。パートやアルバイトの方は、支払基礎日数が15日以上の月を対象として計算します。

(変更後)

- (1) 前年7月～当年6月までの間の報酬月額の平均を計算する際、支払基礎日数が17日以上の月を対象として報酬月額の平均を計算します。
ただし、短時間就労者（パート、アルバイト等）については、当年4月～6月の支払基礎日数を17日以上の月の報酬の平均額とした場合は、前年7月～当年6月も支払基礎日数が17日以上の月の報酬の平均額を計算し、当年4月～6月の支払基礎日数を15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、前年7月～当年6月は支払基礎日数が15日以上の月の報酬の平均額を計算します。

2 事務取扱の（様式2）の裏面の②

（変更前）

② 短時間就労者（パート、アルバイト等）の場合は、「本年4月～6月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が17日以上あればその月の報酬の合計額、平均額を記入してください。17日以上がなければ、15日以上の月の報酬の合計額、平均額を記入してください。

また、「前年7月～本年6月の合計額、平均額」には、15日以上の月の報酬の合計額、平均額を記入してください。

（変更後）

② 短時間就労者（パート、アルバイト等）の場合は、「本年4月～6月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が17日以上あればその月の報酬の合計額、平均額を記入してください。17日以上がなければ、15日以上の月の報酬の合計額、平均額を記入してください。

また、「前年7月～本年6月の合計額、平均額」には、当年4月～6月の支払基礎日数を17日以上の月の報酬の平均額とした場合は、前年7月～当年6月も支払基礎日数が17日以上の月の報酬の合計額、平均額を記入し、当年4月～6月の支払基礎日数を15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、前年7月～当年6月は支払基礎日数が15日以上の月の報酬の合計額、平均額を記入してください。

_____年金事務所長 様
兵庫県建設業厚生年金基金理事長 様
兵庫県建築健康保険組合理事長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は_____業を行っており、毎年、4月から6月までの間は、下記の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

記

○ 理由 _____

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか、記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所記号		事業所名称	
-------	--	-------	--

被保険者証番号	被保険者の氏名	生年月日	種別
		昭和・平成 年 月 日	

【前年7月～当年6月の報酬月額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7月 日	円	円	円
平成 年 8月 日	円	円	円
平成 年 9月 日	円	円	円
平成 年 10月 日	円	円	円
平成 年 11月 日	円	円	円
平成 年 12月 日	円	円	円
平成 年 1月 日	円	円	円
平成 年 2月 日	円	円	円
平成 年 3月 日	円	円	円
平成 年 4月 日	円	円	円
平成 年 5月 日	円	円	円
平成 年 6月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】 ※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険・厚生年金基金
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額 円	前年7月～本年6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

本年4月～6月の合計額 円	本年4月～6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

2等級以上 (○又は×)	修正平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名

印

【備考欄】

--

◎ 【標準報酬月額の比較欄】を記入するに当たり、裏面の「記入の方法」を参照のうえ、記入してください。

【記入の方法】

【標準報酬月額と比較欄】の「合計額」及び「平均額」を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数 17 日未満の月の報酬額は除いてください。
- ② 短時間就労者（パート、アルバイト等）の場合は、「本年 4 月～6 月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が 17 日以上あればその月の報酬の合計額、平均額を記入してください。17 日以上の月がなければ、15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
また、「前年 7 月～本年 6 月の合計額、平均額」には、当年 4 月～6 月の支払基礎日数を 17 日以上月の報酬の平均額とした場合は、前年 7 月～当年 6 月も支払基礎日数が 17 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入し、当年 4 月～6 月の支払基礎日数を 15 日以上 17 日未満月の報酬の平均額とした場合には、前年 7 月～当年 6 月は支払基礎日数が 15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除いてください。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年 6 月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年 7 月～当年 6 月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いてください。
イ 前年 7 月～当年 6 月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年 7 月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除いてください。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年 7 月～本年 6 月の平均額」を記入してください。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、加入員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に加入員の自署にて氏名を記入いただくか、記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、加入員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

年金整理番号	加入員の氏名	生年月日	種別
		昭和・平成 年 月 日	

【前年7月～当年6月の報酬月額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7月 日	円	円	円
平成 年 8月 日	円	円	円
平成 年 9月 日	円	円	円
平成 年 10月 日	円	円	円
平成 年 11月 日	円	円	円
平成 年 12月 日	円	円	円
平成 年 1月 日	円	円	円
平成 年 2月 日	円	円	円
平成 年 3月 日	円	円	円
平成 年 4月 日	円	円	円
平成 年 5月 日	円	円	円
平成 年 6月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】 ※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険・厚生年金基金
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額 円	前年7月～本年6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

本年4月～6月の合計額 円	本年4月～6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

2等級以上 (○又は×)	修正平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

【加入員の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。 加入員氏名 (印)

【備考欄】

--

◎ 【標準報酬月額の比較欄】を記入するに当たり、裏面の「記入の方法」を参照のうえ、記入してください。

【記入の方法】

【標準報酬月額と比較欄】の「合計額」及び「平均額」を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数 17 日未満の月の報酬額は除いてください。
- ② 短時間就労者（パート、アルバイト等）の場合は、「本年 4 月～6 月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が 17 日以上あればその月の報酬の合計額、平均額を記入してください。17 日以上の月がなければ、15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
また、「前年 7 月～本年 6 月の合計額、平均額」には、当年 4 月～6 月の支払基礎日数を 17 日以上月の報酬の平均額とした場合は、前年 7 月～当年 6 月も支払基礎日数が 17 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入し、当年 4 月～6 月の支払基礎日数を 15 日以上 17 日未満月の報酬の平均額とした場合には、前年 7 月～当年 6 月は支払基礎日数が 15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除いてください。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年 6 月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年 7 月～当年 6 月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いてください。
イ 前年 7 月～当年 6 月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年 7 月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除いてください。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年 7 月～本年 6 月の平均額」を記入してください。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか、記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別
		昭和・平成 年 月 日	

【前年7月～当年6月の報酬月額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7月 日	円	円	円
平成 年 8月 日	円	円	円
平成 年 9月 日	円	円	円
平成 年 10月 日	円	円	円
平成 年 11月 日	円	円	円
平成 年 12月 日	円	円	円
平成 年 1月 日	円	円	円
平成 年 2月 日	円	円	円
平成 年 3月 日	円	円	円
平成 年 4月 日	円	円	円
平成 年 5月 日	円	円	円
平成 年 6月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】 ※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険・厚生年金基金
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額 円	前年7月～本年6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

本年4月～6月の合計額 円	本年4月～6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

2等級以上 (○又は×)	修正平均額 円	健康保険		厚生年金保険・厚生年金基金	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。 被保険者氏名 (印)
--

【備考欄】

--

◎ 【標準報酬月額の比較欄】を記入するに当たり、裏面の「記入の方法」を参照のうえ、記入してください。

【記入の方法】

【標準報酬月額と比較欄】の「合計額」及び「平均額」を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数 17 日未満の月の報酬額は除いてください。
- ② 短時間就労者（パート、アルバイト等）の場合は、「本年 4 月～6 月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が 17 日以上あればその月の報酬の合計額、平均額を記入してください。17 日以上の月がなければ、15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
また、「前年 7 月～本年 6 月の合計額、平均額」には、当年 4 月～6 月の支払基礎日数を 17 日以上月の報酬の平均額とした場合は、前年 7 月～当年 6 月も支払基礎日数が 17 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入し、当年 4 月～6 月の支払基礎日数を 15 日以上 17 日未満月の報酬の平均額とした場合には、前年 7 月～当年 6 月は支払基礎日数が 15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除いてください。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年 6 月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年 7 月～当年 6 月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いてください。
イ 前年 7 月～当年 6 月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年 7 月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除いてください。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年 7 月～本年 6 月の平均額」を記入してください。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。